

資 料

目 次

	ページ
・資料1 基本理念と基本方針	1
・資料2 家庭系ごみの分別区分一覧	4
・資料3 家庭系ごみの収集日程	4
・資料4 西都市指定ごみ袋・指定シールの規格	6
・資料5 西都市一般廃棄物処理業許可業者等一覧	8
・資料6 産業廃棄物の種類と具体例	9
・資料7 災害ごみの分別について	10
・資料8 ボランティアごみの分別について	10
・資料9 生ごみ処理機器購入費補助	11
・資料10 「ごみ収集計画表」及び「ごみの分け方・出し方」(チラシ)	
・資料11 家庭ごみの分け方・出し方豆辞典(冊子)	

資料1 基本理念と基本方針

1. ごみの減量化・資源化に向けた基本方針

【基本理念】

循環を基調とした環境への負荷が少ないまちを目指した4R運動の推進

【基本方針】

基本方針1：市民・事業者・行政が連携した4R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）に、ごみとなるものを買わないという Refuse：リフューズを加え、市民・事業者・行政の3者が連携して4R運動を実施することにより、一歩進んだ循環型社会の構築を目指していくものとします。

基本方針2：ごみの減量化及び資源化の促進

これまで行ってきた施策の促進を行うことにより、一層のごみの減量化及び資源化を図っていくものとします。

基本方針3：適正な収集・運搬・処理・処分を実施

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。
あわせて、現在稼動している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な運転管理を行っていくものとします。

基本方針4：不法投棄への対応

不法投棄対策の取締りの強化を進めていくために、市民・事業者・行政の3者協働で情報ネットワーク構築を進めるものとします。

基本方針5：地球温暖化防止への対応

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、廃棄物事業の観点から温室効果ガス（CO₂ など）の排出抑制に向けた取り組みを行います。

ごみ減量化・資源化の目標値

○ごみ減量化の目標値

市民1人あたりの可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみのごみ減量化目標は、2017年度（平成29年度）比0.38%削減に取り組みます。

総ごみ量（家庭ごみ+事業所ごみ）

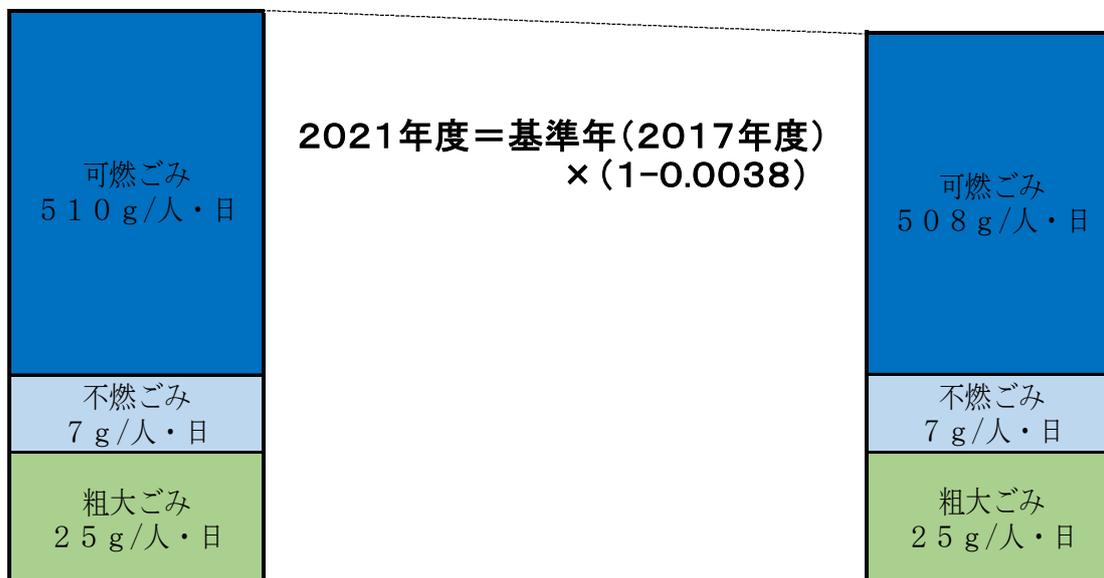
市民1人が1日出すごみ排出量

2017年度（基準年度）

542 g/人・日

2023年度（目標年度）

540 g/人・日



	2017年	2021年	2023年
可燃ごみ(t)	5,697	5,400	5,307
不燃ごみ(t)	75	91	70
粗大ごみ(t)	275	398	256
資源ごみ(t)	1,152	1,090	1,082
総ごみ量(t)	7,199	6,979	6,715
人口(人)	30,560	28,996	28,553
一人1日当たりのごみ量 (g/人・日)	645	659	644
資源化量	1013	962	950
資源化率(%)	14.1	13.8	14.1

○資源化の目標値

資源ごみの排出量は2017年度実績を維持し、リサイクル率14.1%以上を目指します。



2. ごみの排出量の計画目標

(単位:t/年)

区 分	2017年度 実 績	2021年度 実 績	2023年度 計 画 目 標	環境基本 計 画	
燃やせるごみ	5,697	5,400	5,307	(2019) 661g/人.日 ↓ (2024) 644g/人.日 14.2%	
燃やせないごみ	75	91	70		
粗 大 ご み	275	398	256		
計	6,047	5,889	5,633		
1人1日当たりのご み 排 出 量 (g)	542	556	540		
資 源 ご み	1,152	1,090	1,082		
合 計	7,199	6,979	6,715		
資 源 化 率	14.1%	13.8%	14.1%		14.2%
1人1日当たりの総 ごみ排出量(g)	645	659	644		

(2023年度計画収集人口 : 28,553人)

※ 参考

循環型社会形成推進基本計画における減量化目標 (国)

区 分	実 績(2016年度)	目標年度(2025年度)
1人1日当たりの総 ごみ排出量(g)	約925g	約850g
1人1日当たりの家 庭ごみ排出量(g)	約482g	約440g

宮崎県環境基本計画の減量化目標

区 分	実 績(2018年度)	目標年度(2025年度)
1人1日当たりの 総ごみ排出量(g)	987g(669g)	952g(654g)
資 源 化 率	15.9%	20.0%

※()内の数字は、家庭ごみ量です。

資料2 家庭系ごみの分別区分一覧

番号	指定袋等の種類	区分	ごみの種類
1	青	燃やせるごみ	残飯、木くず、紙くず、繊維くず、タバコの吸殻、紙おむつ、ゴム類、皮革製品、プラスチック製容器包装類以外のプラスチック・ビニール製品など
2	緑	プラスチック製容器包装類	レジ袋、食品トレー、ポリ袋、カップ類、チューブ類、プラスチック製のふた、あみ類、ネット類、発泡スチロール、プラスチック製容器 など プラマーク表示物
3	黄	金属類	缶詰、菓子缶、油缶、なべ、フライパン、小型家電製品、スプレー缶、カセットボンベ缶、金属製のふた、かさ、刃物類 など金属製品
		缶・びん類	飲料用（ジュース、ビール等）の缶容器、びん類、化粧品のびん
		ペットボトル	飲料用・しょうゆ・しょうゆ加工品・みりん・みりん風調味料・酒類・食酢・調味酢・ドレッシングタイプ調味料のペットボトル
		古紙類	①新聞・チラシ類 ②雑誌・本類
		衣類	衣類、タオル・シーツなどハンカチ大以上の布類
4	赤	燃やせないごみ	陶器類、ガラス類、乳白色のビン、アルミホイール、割れた蛍光管 など
5	シール	古紙類	①新聞・チラシ ②雑誌・本類 ③ダンボールの3分別
6	なし	蛍光管・電球	生活環境課、各支所、粗大ごみ置き場での拠点回収
7	なし	粗大ごみ	ストーブ、扇風機、ステレオ、コンロ等の大型家庭用電化製品、布団・毛布類、マット、ソファ類、タンス、こたつ等家具類、自転車、市に引取義務のあるテレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機の特大家庭用機器、その他収集袋に入らないもの
8	なし	乾電池	マンガン・アルカリ・リチウム・ニカド乾電池（ボタン型乾電池は収集不可）
9	なし	小型充電式電池	生活環境課、各支所、粗大ごみ置き場での拠点回収

資料3 家庭系ごみの収集日程

【燃やせるごみ(青袋)】

曜日	収集地区名
毎週月・木曜	妻東 穂北
毎週火・金曜	妻西 三納 三財 都於郡
毎週火曜	東米良

【プラスチック製容器包装類(緑袋)】

曜 日	収 集 地 区 名
毎週水曜	妻東 妻西
毎週月曜	穂北 三納
毎週木曜	三財 都於郡
毎月第1・3金曜	東米良

【缶・びん類(黄袋)】

曜 日	収 集 地 区 名
毎月第3金曜	妻東
毎月第4金曜	妻西
毎月第1金曜	穂北 三納
毎月第2金曜	三財 都於郡
毎月第4金曜	東米良

【金属類(黄袋)、燃やせないごみ(赤袋)】

曜 日	収 集 地 区 名
毎月第3月曜	妻東
毎月第4月曜	妻西
毎月第1月曜	穂北 三納
毎月第2月曜	三財 都於郡
毎月第4金曜	東米良

【衣類(黄袋)、ペットボトル(黄袋)】

曜 日	収 集 地 区 名
毎月第3水曜	妻東
毎月第4水曜	妻西
毎月第1水曜	穂北 三納
毎月第2水曜	三財 都於郡
毎月第2金曜	東米良

【古紙類(指定シールまたは黄袋(ダンボールを除く))】

曜 日	収 集 地 区 名
毎月第1・3火曜	妻東
毎月第2・4火曜	妻西
毎月第1・3木曜	穂北 三納
毎月第2・4木曜	三財 都於郡
毎月第2金曜	東米良

【乾電池】

各地区全てのごみの収集日（透明なビニール袋に入れて排出）

【粗大ごみ】

西都市粗大ごみ置き場（西都児湯クリーンセンター隣）に直接持ち込み

持ち込める日：祝日及び12月31日から1月3日を除く毎日

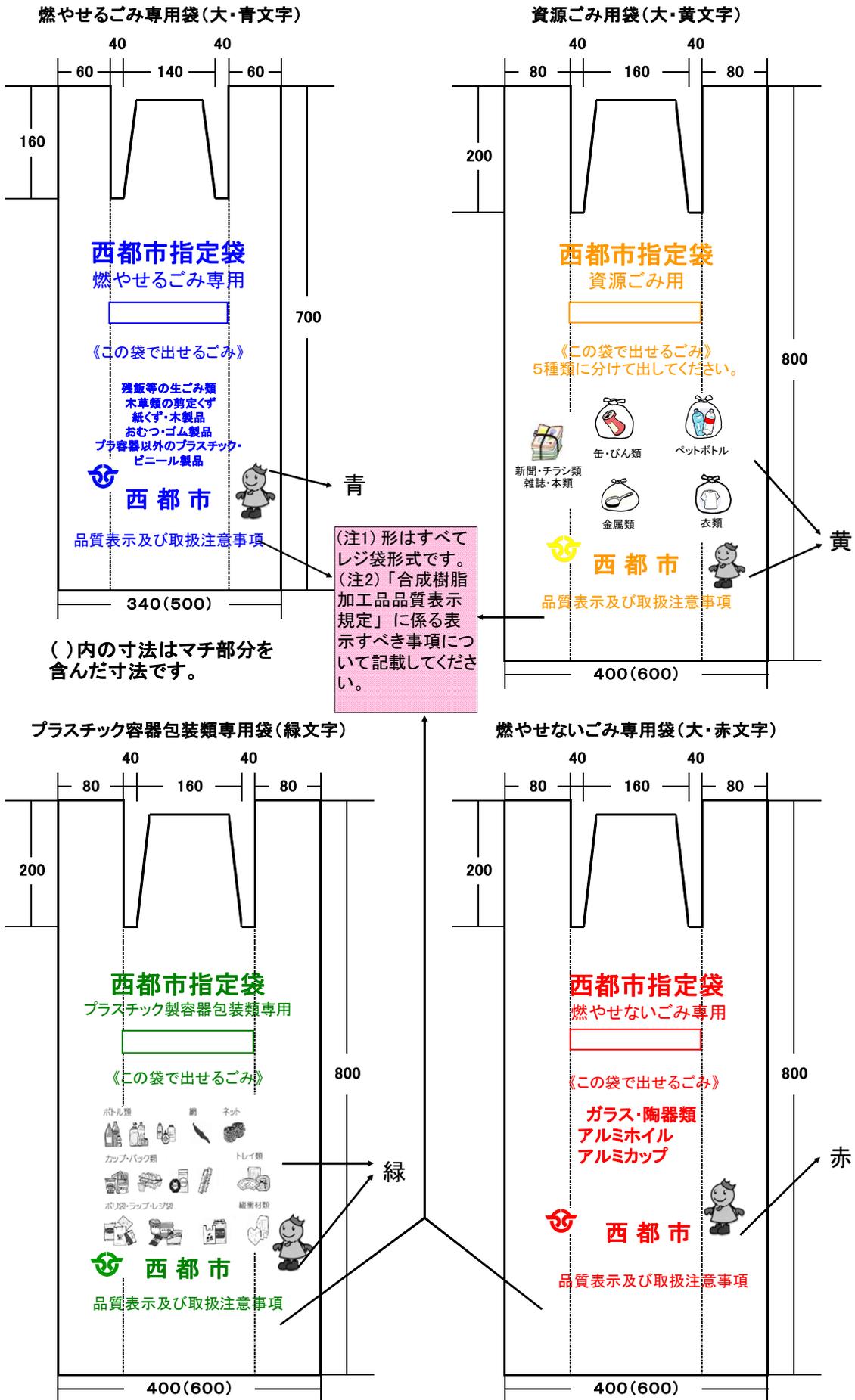
持ち込める時間：午前8時30分～午前12時、午後1時～午後4時30分

【蛍光管・電球】、【小型充電式電池】、【牛乳パック】

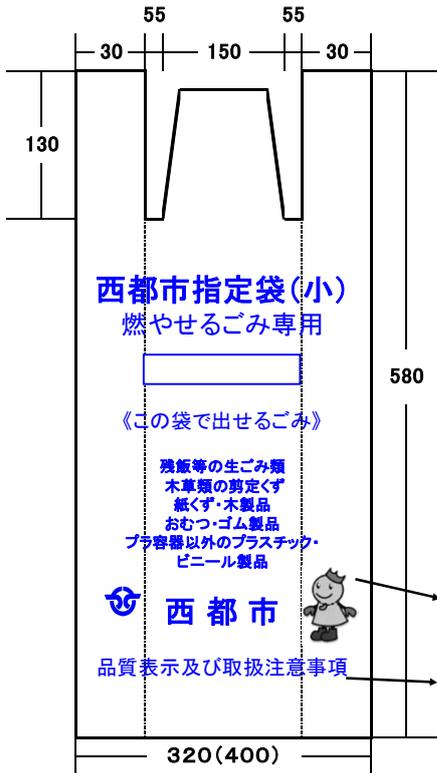
生活環境課・各支所・西都市粗大ごみ置き場での拠点回収

資料4 西都市指定ごみ袋・指定シールの規格

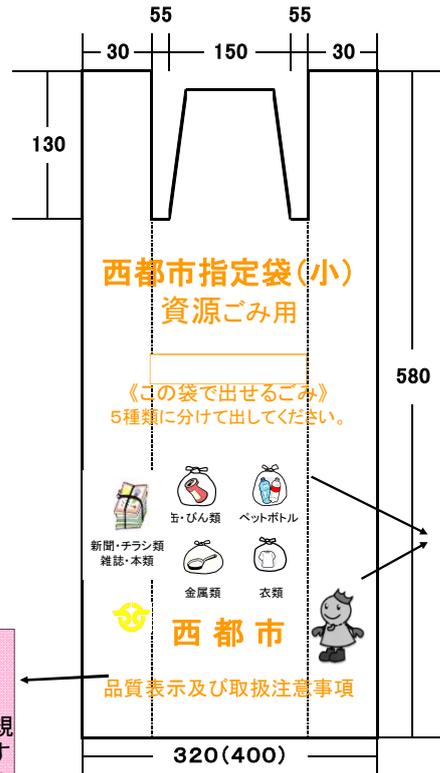
袋は全て透明・ポリエチレン製で、10枚1組(単位:mm、袋の厚さは全種類0.04mmです。)



燃やせるごみ専用袋(小・青文字)



資源ごみ用袋(小・黄文字)



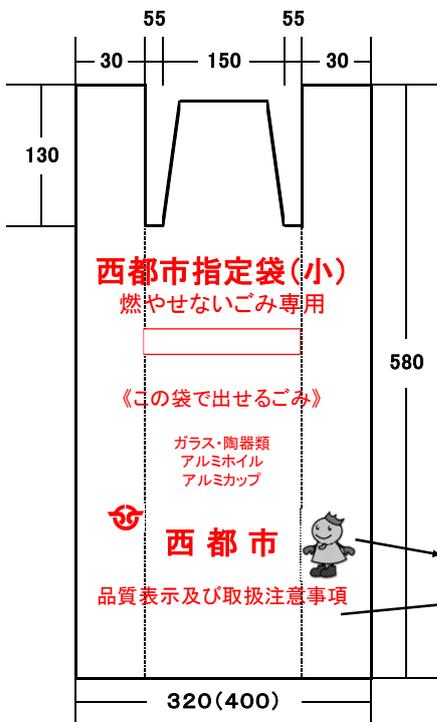
青

黄

(注1) 形はすべてレジ袋形式です。
(注2) 「合成樹脂加工品品質表示規定」に係る表示すべき事項について記載してください。

()内の寸法はマチ部分を含んだ寸法です。

燃やせないごみ専用袋(小・赤文字)



西都市指定シール

(新聞・チラシ類、雑誌・本類、ダンボール用)

指定シールの使用上の注意

西都市章

西都市

ごみ減量とリサイクルにご協力ください。

100mm

150mm

- それぞれ分別し、5kg~7kg程度にまとめ、ひもで十字に縛り、この指定シールを貼って出してください。
- 付録CDなど、紙以外のものは外してください。
- 収集日の朝(8時まで)に出しましょう。
- 収集日が雨の場合は、次回の収集日に出してください。

資料5 西都市一般廃棄物処理業許可業者等一覧

(1) 西都市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

許 番 号	業 者 名	住 所	電 話 番 号	事 業 内 容	
				種 別	限 定
第1号	フジクリーン(有)	西都市大字上三財5861-2	44-5975	事業系一般	なし
第4号	(株)山崎紙源センター	宮崎市江平東町6-13	0985-24-2551	事業系一般	なし
		(西都営業所) 西都市大字岡富1347番2	43-2856		
第5号	(有)茶臼原造園	西都市大字茶臼原1553-4	42-2688	事業系一般	なし
第6号	(有)西都衛生公社	西都市大字三宅2300-3	43-0426	事業系一般	浄化槽汚泥他
第8号	西技工業(株)	福岡市中央区渡辺2丁目9-22西鉄渡辺通ビル7階	092-711-8811	事業系一般	ダム漂流物
		(西都営業所) 西都市大字平郡5684-2	44-6678		
第9号	(株)藤井建設	西都市大字右松1979	42-2619	事業系一般	木・竹・草
第10号	(株)真栄	西都市大字三宅2445-12	42-6608	一般廃棄物	なし
第12号	(有)クリーンクリエイト	新富町大字新田8452-1	33-5755	一般廃棄物	なし
		(西都営業所) 西都市大字三宅3020-4	43-5032		
第14号	(有)藤井重機	新富町大字新田14188-3	35-1619	事業系一般	木・竹・草
		(西都営業所) 西都市大字右松1979	42-2619		
第15号	(株)橋口庭樹園	西都市大字童子丸587-2	42-4530	事業系一般	なし

(2) 西都市一般廃棄物処分業許可業者一覧

許 番 号	業 者 名	住 所	電 話 番 号	事 業 内 容	
				種 別	詳 細
第1号	西技工業(株)	福岡市中央区渡辺2丁目9-22西鉄渡辺通ビル7階	092-711-8811	中間処理	破碎及び 再生利用
		(西都営業所) 西都市大字平郡5684-2	44-6678		
第2号	農興産業(株)	西都市大字上町1丁目108-2	42-1182	中間処理	し尿汚泥・そ の他の有機性 廃棄物
第3号	(有)茶臼原造園	西都市大字茶臼原1553-4	42-2688	中間処理	切断・破碎・ 炭化・堆肥化
第4号	(株)コーポレーション クリエイト	西都市大字下三財3308	44-5848	中間処理	破碎及び 再生利用
第5号	(株)真栄	西都市大字三宅2445-9	42-6608	中間処理	破 碎

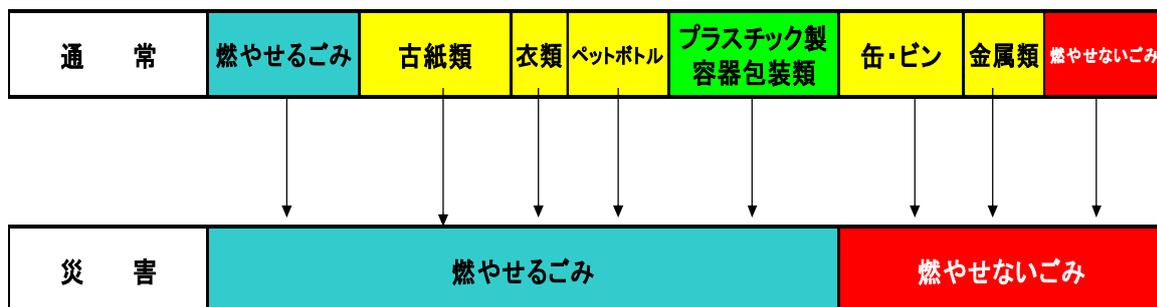
(3) 西都市浄化槽清掃許可業者

許 番 号	業 者 名	住 所	電 話 番 号	事 業 内 容	
				種 別	詳 細
第1号	(有)西都衛生公社	西都市大字三宅2300-3	43-0426	清 掃	浄化槽の清掃

資料6 産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却灰の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	(2) 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥 等
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ 等
	(4) 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）、等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	空き缶、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず・切削くず 等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁	ガラス類（空きびん、板ガラス）、耐火レンガくず、製品の製造過程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、石膏ボード 等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす 等
	(11) がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類するもの
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設・ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具の製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、パーク類 等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず・羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残渣	食料品・医薬品・香料製造業から生じるあめかす・のりかす・醸造かす・発酵かす・魚及び獣のあらなど
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥
	(18) 家畜のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわたりのふん尿
	(19) 家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわたりの死体
	(20) 上記（1）～（19）の産業廃棄物又は航行廃棄物及び携帯廃棄物を処分するために処理したもので、これらの廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物など）	

資料7 災害ごみの分別について



- ・災害ごみの出し方については、市で指定する受入場所に出してください。
- ・災害ごみを置く場所などは、会場内にある職員の指示に従ってください。
- ・原則、り災証明書が発行されている市民
 - ※被災により発生した廃棄物のみの受入となります。
 - ※通常のごみ収集で出せるごみについては、各集積所に出してください。

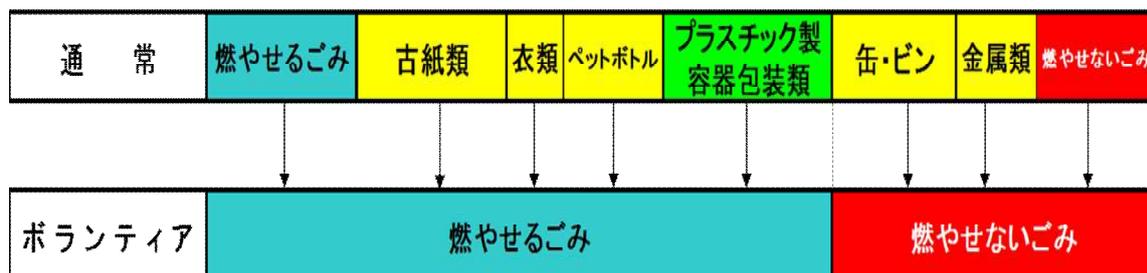
【受入品目】

- ・畳、布団、マットレス、家電（家電4品目も可）、燃やせるごみ、燃やせないごみなど
 - ※冷蔵庫、洗濯機、タンスなどは、必ず中身を出して持ち込んでください。

【搬入要領】

- ・災害ごみは指定ごみ袋に入れる必要はありません。
- ・搬入にあたっては、上記の分別に従ってください。
- ・仮置場において、受付をして搬入してください。
 - ※搬入時に、氏名・住所・連絡先等の確認を行います。

資料8 ボランティアごみの分別について



- ・「ボランティアごみ」の対象は、公共用地、道路等に落ちているごみになります。
- ・刈った草等は対象になりません。
- ・「ごみの集積所」に出すことはできません。
- ・「ボランティアごみ」の回収については、生活環境課(43-3485)まで相談してください。

資料9 生ごみ処理機器購入費補助

(1)生ごみ処理機器購入費の補助について

補助金額

補助対象品目	補助金額(1基分)	限度数
コンポスト	購入金額の2分の1 (上限5千円) (100円未満切り捨て)	一世帯につき 2基
電動生ごみ処理機	購入金額の3分の1 (上限2万円) (100円未満切り捨て)	一世帯につき 1基

補助の要件

- ・ 市内に住所を有する者であること
- ・ その者が属する世帯に市税を滞納している世帯員がないこと
- ・ 過去に交付を受けたことがある世帯は、補助金が交付された日の属する年度の翌年度から5年間は再申請できない。ただし、使用不能の場合は除きます。

申請に必要なもの

- ・ 領収書(商品名、金額、購入日、購入店名、宛名が申請者の領収書の原本)
※インターネット購入の場合は、申請者の利用明細書並びに口座引き落とし後の金額がわかるもの
※購入した日から数えて、30日以内に申請すること
- ・ 購入したものがわかるカタログや取扱説明書など
- ・ 申請者本人の通帳など振込口座が確認できるもの(補助金は口座振込みになります)
- ・ 印鑑(シャチハタ不可)
- ・ 世帯全員の市税完納証明書(手数料として300円が必要です)
※税務課にて生ごみ処理機購入補助金用とお伝えください。

(2)生ごみ処理機器購入費補助金の交付状況

年度	コンポスト		電動生ごみ処理機		合計	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
平成28年度	29	91,300	10	174,400	39	265,700
平成29年度	14	47,500	9	159,000	23	206,500
平成30年度	16	54,800	13	193,900	29	248,700
令和元年度	14	45,000	13	233,300	27	278,300
令和2年度	11	48,600	10	140,000	21	188,600
令和3年度	19	63,900	9	144,500	28	208,400